

令和4年度(2022年度)監査委員事務局の組織目標

■項目名

県行政の公正で効率的な運営の確保に向けた監査の実施

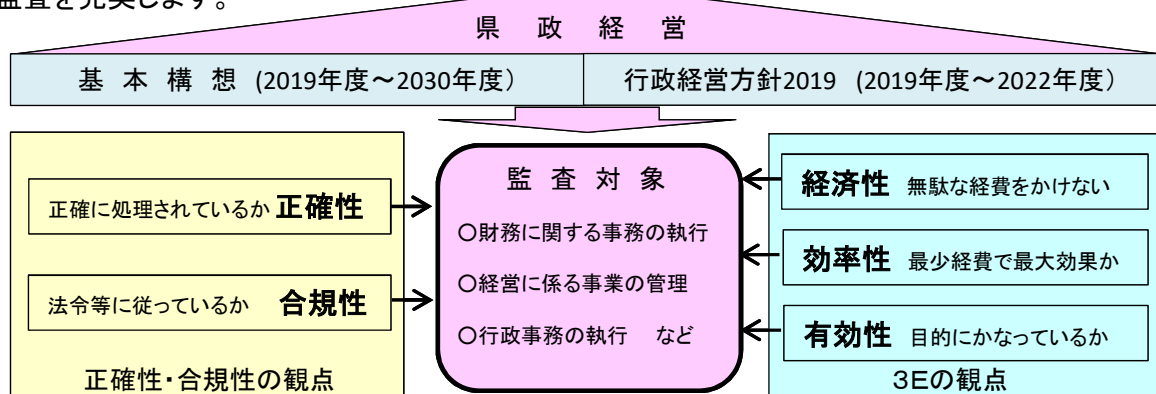
■背景・課題

- 監査委員事務局は、県行政の公正で効率的な運営を確保するため、県の財務に関する事務および行政の事務等の執行について、監査委員の命を受け、次の観点から監査を実施しています。
 - ・事務は、法律や条例に従って適正に行われているか。
 - ・収入確保は適正に行われているか。また、財産は適正に管理されているか。
 - ・事業は、経済的、効率的、効果的に進められているか。
- 監査制度の本旨は、行政の適法性あるいは妥当性の保障とともに、いかにすれば公正で合理的かつ効率的な行政運営を確保することができるかにあります。
- そこで、財務事務の合規性、正確性の観点による監査にとどまらず、行政サービスや施策が、最少の経費で最大の効果をあげているか、目的を達成しているか、という「3E」の観点による監査を着実に実践し、監査結果に反映させていくとともに、内部統制に依拠した監査により、効率的かつ効果的な監査を実施する必要があります。

■目標

I. 3Eの観点による監査の充実

- (1) 財務に関する事務の正確性、合規性の観点に加え、最少の経費で最大の効果をあげているかなど、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)のいわゆる「3E」の観点による監査を充実します。



II. 監査結果等の県政への反映

- (1) 監査による指摘・指導事項等により、執行機関による着実な業務改善につなげます。

III. 内部統制に依拠した監査の実施

- (1) 事務に内在するリスクを抽出し、量的・質的重要性が高いと評価したリスクを重点項目として監査し、効率的・効果的な監査を実施します。

IV. ICTを活用した監査の推進

- (1) 監査の効率化・省力化に向けて、ICT技術を活用した監査を実施します。

■目標達成に向けた取組内容

- I. 執行部に対し、3Eの観点での監査調書の記載を促すとともに、監査委員に3Eを重視した監査に有効な資料や情報を提供し、多角的な観点で監査を行うことができるよう取り組みます。また、監査等の質を一定水準に保つため、必要な証拠の収集と、監査結果に至る判断の過程とを示す書類の整備に努めます。また、オンライン研修を中心とした外部研修への積極的な参加や内部研修の充実により、職員の監査技術の向上に取り組みます。
- II. 財務監査(定期監査)の結果、意見に対する措置状況について、予備調査においても確認、分析し、委員による監査に活かすとともに、執行機関の主体的な取組が一層促進されるよう効果的な方策を検討し、執行部との意見交換を実施します。
- III. 事務適正化推進チェックシートを活用し、リスクの高い項目を特定し、そのチェック体制や引継ぎ時の情報共有、未然防止の効果的な対策がとられているか等を着眼点として、内部統制の整備状況・運用状況を確認します。
- IV. ICTの活用により、引き続き監査業務のペーパーレス化に取り組むとともに、必要に応じWeb会議等による関係人からの説明聴取に取り組みます。また、監査の効率化・省力化に向けて、引き続きICT技術の活用方策についての調査研究を行います。

※上記目標の中で、ペーパーレスをはじめとしたCO₂ネットゼロに貢献する取組を着実に進めることとし、具体的な取組については「監査委員事務局 CO₂ネットゼロ・オフィス滋賀 令和4年度取組」として別に定める。